



越谷市 男女共同参画推進条例

男女の人権が尊重され個性と能力が十分発揮できる社会の実現に向けて



越谷市では、だれもが平等で平和な生活を送ることができる人間尊重を基本として、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に取り組んできました。しかし、さまざまな分野における男女の参画への不平等、出産や子育て期に低下する女性の労働力率など、解決しなければならない多くの課題があります。

人間尊重のまちづくりをさらに進めていく上で、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が重要です。

条例のしくみ

基本理念 男女共同参画を推進するための7つの基本的な考え方

- 1 男女の人権の尊重
 - ア 個人としての尊厳が重んぜられること
 - イ 個人としての個性と能力を発揮する機会の確保
 - ウ 性別による差別的取扱いを受けないこと
 - エ ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶
 - オ 生涯を通じた互いの性の理解と、性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 2 社会の制度や慣行の及ぼす影響についての配慮
- 3 政策や方針の立案と決定過程への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
- 6 国際的な動向への考慮と協調
- 7 市、市民、事業者の主体的な取り組みと協働

市の責務

市民の責務

事業者の責務

教育に携わる者等の責務

性別による権利侵害の禁止

公衆に表示する情報に関する留意

基本的施策 男女共同参画を推進するための施策の基本となる事項

基本計画

施策の実施

年次報告

男女共同参画
推進委員会

- 推進体制
- 拠点施設
- 広報活動等
- 性別による権利侵害の防止と被害者への対応
- 性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援
- 積極的格差是正措置
- 家庭生活と社会生活における活動の両立支援
- 自営の商工業や農業における男女共同参画の推進
- 教育に携わる者に対する研修の実施等
- 活動の支援
- 調査研究

苦情処理

男女共同参画社会の実現

条例の特徴

教育に携わる者の責務を規定しました

男女共同参画社会の実現を図るためには、学校、職場、家庭、地域などで行われる、あらゆる教育の果たす役割が重要であることから市、市民、事業者の中から、さらに教育に携わる者への責務を規定しました。



(教育に携わる者等の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その教育を行う過程において、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

2 次世代を担う子どもの教育に関しては、あらゆる分野において、男女がともに積極的に参画するよう努めるものとする。
(男女共同参画推進条例の抜粋)



(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市、市民と事業者は、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や男女間の暴力等を助長したり連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めるものとする。

2 市、市民と事業者は、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進条例の抜粋)

公衆に表示する情報に関する留意を規定しました

メディアから発信される情報は、人々に与える影響が大きく、表示される情報は男女共同参画を妨げる場合があります。情報を発信する側の表現への配慮と受ける側の適切な判断を求めることを規定しました。

苦情処理委員の設置について規定しました

条例を実効性のあるものとし、男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画の推進に関する市の施策や推進を妨げると認められる事案についての苦情を公正・中立の立場で処理する苦情処理委員の設置を規定しました。



(苦情処理)

第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため、越谷市男女共同参画苦情処理委員を置く。

(男女共同参画推進条例の抜粋)

協働による取り組み

市民

- 積極的に男女共同参画を推進しましょう。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。

(市民の責務 第5条)

男女共同参画社会を実現するためには、全ての市民が基本理念を理解し、それぞれの責務を果たし、市と市民・事業者の皆さんが連携・協働し、施策に取り組むことが必要です。

事業者

- 積極的に男女共同参画を推進しましょう。
- 男女が職場活動に等しく参加できる機会を確保するとともに、性別による賃金格差が生じている場合は是正しましょう。
- 男女が職場活動と家庭生活活動その他の活動が両立できる環境を整備しましょう。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。

(事業者の責務 第6条)

協働

支援

連携

越谷市

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 男女共同参画を推進するために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めます。
- 男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国、県その他関係団体と連携し、協力を図ります。
- 率先して男女共同参画を推進します。

(市の責務 第4条)

男女共同参画 (定義 第2条)

男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されることにより、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、対等に活動し、責任を分かち合うこと。

基本的な施策 (基本的施策 第2章)

- ① 施策を総合的かつ計画的に推進するために基本計画を策定します。
- ② 施策を総合的かつ効果的に実施するため推進体制を整備します。
- ③ 越谷市男女共同参画支援センター(ほっと越谷)は、施策を実施し、市民や事業者の取り組みを支援するための拠点施設とします。
- ④ 男女共同参画の理解を深める広報活動と学習機会を提供します。
- ⑤ 性別による権利侵害の防止と被害者への支援をおこないます。
- ⑥ 性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援に努めます。
- ⑦ 男女間に参画する機会に格差が生じている場合、市民や事業者と協力して積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めます。
- ⑧ 家庭生活と社会生活が両立できるよう支援に努めます。
- ⑨ 自営の商工業や農業における男女共同参画の推進に努めます。
- ⑩ 教育に携わる人達への研修実施や支援を行うよう努めます。
- ⑪ 市民や事業者と連携を図り、協働するために支援を行います。
- ⑫ 男女共同参画の推進に必要な調査研究を行います。
- ⑬ 施策の実施状況等について年次報告書を作成し、公表します。

男女共同参画推進委員会 (越谷市男女共同参画推進委員会 第3章)

男女共同参画に関する重要事項などの調査・審議を行います。

苦情処理委員 (苦情処理 第4章)

男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げる事案に対する苦情を受け付けます。

越谷市企画部人権・男女共同参画推進課